

国家戸籍官に関する政令

第 1 章

総則

第 1 条

本政令は、カンボジアにおける戸籍事務管理の効果を促進する趣旨を有する。

第 2 条

本政令は、カンボジアにおける国家戸籍官に対する義務、事務及び責任を確定する趣旨を有する。

第 3 条

本政令は、カンボジアにおける戸籍事務の管理に効果を及ぼす。

第 2 章

国家戸籍官

第 4 条

身分総務局の総務局長は、国家戸籍官である。

第 5 条

国家戸籍官は、次のような事務を執る。

- 戸籍に関する法律及びその他の命令の適用を守る。
- 法律の規定に基づき、原則、通達、公式及び手続等を出す。
- 戸籍事務を執ることに関して、戸籍官に命じて、指導する。
- 内務大臣に対して、戸籍官による不当な行為を法律の規定に従って懲戒するために報告する。

- 戸籍のデータを確認して、その訂正の許可、又は法律に基づく再度の戸籍簿への登録の許可を与える。
- 戸籍簿の登録手続に従わなかった全ての登録簿を確認して、無効にする。
- 戸籍簿の登録に関して、戸籍官が決められない場合、それを確認して決める。
- 各年による戸籍の本の正式な適用を実施する。
- 戸籍に関する正本及び引用の請求がある場合、それを出す。

第6条

戸籍のデータの訂正に関する方式及び手続について、司法大臣及び内務大臣の共同省によって決める。

第7条

国家の段階において、戸籍事務の行政的な費用は、内務大臣及び経済財務大臣の共同省令によって決める。

第3章 最終規定

第8条

本政令に反する全ての規定は、無効とする。

第9条

閣僚評議会担当大臣、経済財務大臣、内務大臣、各省大臣及び関連する機関の所長は、本政令に基づき、署名された日から各自の事務を執らなければならない。

プノンペン、2016年7月4日

首相 フン・セン